

平成 30 年 6 月 8 日

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の
一部改正に関する意見募集について

I 改正の目的

本会では、投資家への投資信託に係る運用管理費用などの情報開示の一層の充実に資する観点から、投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書において、既に開示している 1 万口当たりの費用明細に加え、参考情報として欧米諸国で開示されている「総経費率」を記載することについて、開示専門委員会にて検討を重ねてきた。

今般、これらの検討を踏まえ、成案が得られたことから「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II 募集期間

平成 30 年 6 月 8 日（金）より平成 30 年 7 月 6 日（金）（午後 5 時）まで

III 主な改正の内容

1. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」

- (1) 参考情報である「総経費率」の算出方法及び表示の方法に係る事項を新設する。
(第 3 条第 5 号、第 3 条の 3 第 1 号④)

2. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」

- (1) 1 万口当たりの費用明細の「その他費用」に係る留意事項を新設する。
(別表 1 2. (4) ロ. (カ)、別表 1-2 2. (1) ③ロ. (カ))

- (2) 「総経費率」を表示する際の様式例を新設する。
(別表 1 2. (5) イ.、別表 1-2 2. (1) ④イ.)

- (3) 「総経費率」を表示する際の留意事項を新設する。
(別表 1 2. (5) ロ.、別表 1-2 2. (1) ④ロ.)

- (4) その他所要の整備をすることとする。

IV 本改正の適用時期について

今回の総経費率の開示については、実施日*以後に到来する投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書から適用する。ただし、実施日以前に改正後の規定を適用することを妨げない。

*実施日及び適用の時期については、本改正の対応に必要な期間を勘案の上、半年から 1 年以内を目途に別途決定することとする。

V 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、平成 30 年 9 月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則等の一部改正を行うことを目標とする。

以 上